

## けんぶち農業ブランドマークの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、けんぶち農業ブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ブランドマークに関する権利)

第2条 ブランドマークに関する一切の権利は、剣淵町に属する。

### (使用基準)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ブランドマークの使用を希望する者に対して許可をすることができる。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) ブランドマークが正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (6) ブランドマークを営利目的で使用するおそれがあるとき。ただし、町長が特別な場合と認めるものを除く。

### (使用の申請)

第4条 ブランドマークの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめけんぶち農業ブランドマーク使用届出書（様式第1号。以下「使用届出書」という。）にブランドマークを使用した作成物等の完成イメージ、規格、数量など使用の概要を示す資料を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用の承認等)

第5条 町長は、前条の規定により使用届出書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者にけんぶち農業ブランドマーク使用承認通知書（様式第2号。以下「使用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により使用承認した場合は、使用者に対しブランドマークを印刷した資料またはブランドマークを収録した記録媒体（以下「記録媒体等」という。）を提供するものとする。

3 町長は第1項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にけんぶち農業ブランドマーク使用不承認通知書（様式第3号。以下「使用不承認通知書」という。）により通知するものとする。

### (使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ブランドマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認及び町から提供した記録媒体等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) けんぶち農業ブランドマーク使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、正しく使用すること。
- (4) ブランドマークの改変等はしないこと。
- (5) ブランドマークのイメージを損なう使用はしないこと。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者にけんぶち農業ブランドマーク使用承認取消書(様式第4号。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定によりブランドマークの使用承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、ブランドマークを使用(既にブランドマークを使用し、作成した物品の配布等を含む。)してはならない。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、ブランドマークを使用した後、速やかにけんぶち農業ブランドマーク使用状況報告書(様式第5号。以下「使用状況報告書」という。)により、町長へブランドマークの使用状況を報告しなければならない。

(責任の制限)

第10条 第7条の規定によりブランドマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 ブランドマークの使用によって使用者が受けた損害又は使用者が第三者に対して損害、若しくは損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。